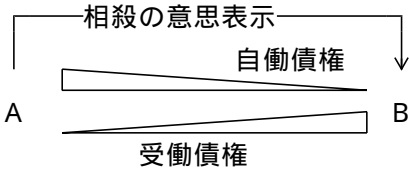


1. 相殺予約（預金担保貸付）

(1) 相殺とは（505条1項）



BがAに100万円の貸金債権の弁済を請求
AがBに対する80万円の貸金債権をもって
相殺する旨を主張 B債務は20万円へ

(2) 相殺予約 = 相殺の担保的機能

銀行の貸付：期限利益喪失約款を付して、定期預金との相殺をする旨を約する
定期預金を貸付金の担保とするのと同義
預金担保貸付と相殺 - 総合口座

(3) 差押え, 債権譲渡と相殺 債権総論の重要論点！

A銀行がBに対して500万円を融資するさい、BがA銀行にもっている定期預金につき「Bの預金について差押えの命令、通知が発送されたときは、Bは期限の利益を喪失し、貸金債権と預金債権とは当然に相殺される」旨の相殺予約がA B間でなされた。

- (1) Bの債権者CがBの預金債権（甲債権）を差し押えた。このとき、AはBに対する貸金債権（乙債権）との相殺をCに主張することができるか。
- (2) Bが乙債権をDに譲渡し、その旨の通知をAになした後において、AはDに対して相殺を主張することができるか。
- (3) A B間での約定が、AのBに対する甲債権と、BのEに対する丙債権とをAの意思表示により相殺できる、という内容のものであった場合、丙債権を差し押さえたEの債権者Fに対し、Aは相殺を主張することができるか。

【発展】賃料債権に対する抵当権者の物上代位と相殺（既出）

2. 代理受領

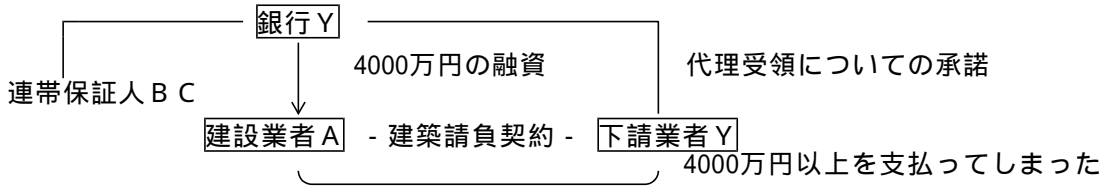
(1) 代理受領の利用例

金融機関	- 貸金債権	建設業者	- 請負代金債権	注文主
売主	- 原材料の売買代金債権	建設業者	- 請負代金債権	注文主
下請業者	- 請負代金債権	元請業者	- 請負代金債権	注文主

(2) 代理受領の法的性質

第三債務者の承諾をどのように考えるか
代理受領について承諾した第三債務者が、債権者に直接支払った場合に問題

不法行為の成否（最判昭61・11・20判時1219号63頁）



3. 振込指定

下請代金や商品代金、あるいは診療報酬金などの支払いをする者が、指定された銀行の支払いを受ける者の預金口座へ振り込むことによって支払いをする方法

4. 債権譲渡担保

(1) 債権譲渡の対抗要件（467・468条）

譲渡人から債務者に対する「確定日付ある証書」による通知

「確定日付ある証書」による債務者の承諾

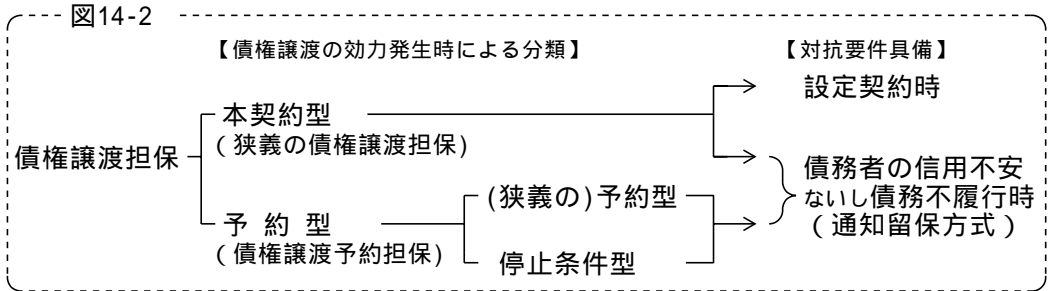
* 債権質の対抗要件（364条）

(2) 集合債権譲渡担保

目的債権の特定性

・ 最判平11・1・29民集53巻1号151頁 ・ 最判平12・4・21民集54巻4号1562頁

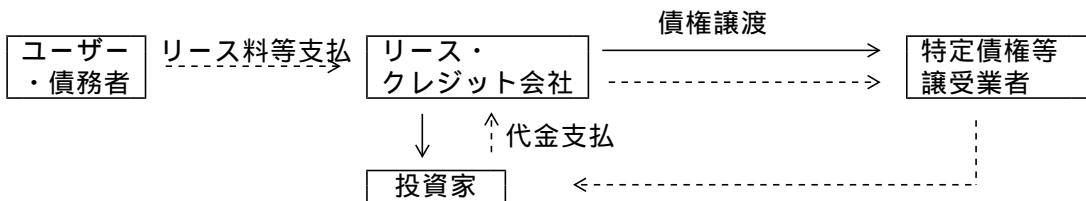
対抗要件について



通知留保方式の問題性

多数の債権を包括的に移転することで資金流動を図るための便宜

特定債権法（1992年） 債権譲渡特例法 2005年10月改正



《最近の重要判例》

- ・ 集合債権譲渡担保の対抗（最判平13・11・22民集55巻6号1056頁）
- ・ 予約型集合債権譲渡担保の対抗（最判平13・11・27民集55巻6号1090頁）
- ・ 停止条件付集合債権譲渡担保と破産法上の否認権（最判平16・7・16民集58巻5号1744頁）